

令和2年2月7日

草津市議会議長 瀬川 裕海 様

議会運営委員会
委員長 中嶋 昭雄

令和元年度 議会運営委員会研修結果報告書

標題の研修結果は、下記のとおりでありましたので報告いたします。

記

1. 期 間 令和2年1月21日（火）～令和2年1月22日（水）

2. 研修日程および事項

《研修》

1月21日（火）13時30分から15時まで 東京都立川市議会研修

○『議会改革の取り組みについて』

1月22日（水）9時30分から11時00分まで 東京都国立市議会研修

○『議会改革の取り組みについて』

3. 参加者 議員10人 随員職員2人 計12人

委員長 中嶋 昭雄 副委員長 奥村 恭弘

委員 西田 剛 遠藤 覚 中島 美徳

西村 隆行 八木 良人 藤井 三恵子

議長 瀬川 裕海 副議長 永井 信雄

<随員職員> 議会事務局長 千代 治之

<随員職員> 議事庶務次長 永池 孝志

4. その他 詳細は別紙行政視察報告書のとおり

議会運営委員会 行政視察報告書

立川市議会 『議会改革の取り組みについて』

(令和2年1月21日(火) 13時30分～15時00分)

立川市議会出席者(敬称略)

福島 副議長

川瀬 議会事務局次長

井ノ口 議会事務局庶務調査係主事

1 立川市の概要

人口等	人口183,923人 91,773世帯 (平成31年4月1日現在)
面積	24.36 km ²
予算規模等	755億円(令和元年度一般会計) 財政力指数1.17
概要	<ul style="list-style-type: none">昭和15年12月1日市制施行。立川基地返還による広大な跡地利用を契機に、首都圏における業務核都市として、21世紀のまちづくりを進めています。現在、JR中央線、JR南武線、JR青梅線、西武拝島線、多摩都市モノレールの5路線が通り、にぎわいとやすらぎを兼ね備えた立川市は、市民やまちを訪れる多くの方たちの交流による立川らしい新たな価値を創造しながら、多摩地域の中心のまちとしてさらに発展し続けています。
市議会	議員定数28人(現議員数28人)

2 議会改革の取り組み

① 議会改革特別委員会

平成13年2月に議会運営委員会協議会にて協議を開始し、一般質問における一問一答方式、CATV等による議会放映、議会ホームページの開設などについて検討を重ね、平成23年12月に議会改革特別委員会を設置。

② 議会報告会

平成24年4月28日（土）午後2時から議会報告会を開催した。一般参加者は約80名。平成25年3月17日（日）午後3時からと3月23日（土）午後2時から市民との意見交換会を実施した。参加者は計18名。その後、毎年、意見交換会を実施されている。

（現在の動き）

市民との意見交換会で出た意見を政策につなげるため、今後、議会運営委員会委員長を座長とし、各委員会正副委員長をメンバーとする委員長会議（仮称）において振り分けていく予定。

③ 議会基本条例

平成26年4月1日、「立川市議会基本条例」の施行。平成25年2月素案の検討開始し、幾度もの協議や市民への議会報告会などを経て同年11月に素案完成。平成26年1月6日から2月5日までパブリックコメント実施。平成26年3月24日全会一致で可決。

④ 災害対応マニュアル

平成26年4月、立川市議会災害対応マニュアル作成。

議長は、立川市災害対策本部（以下「市対策本部」という。）の設置基準に該当する災害が発生したときは、市対策本部に協力及び支援するため、立川市議会災害対策支援本部（以下「本部」という。）を設置する。

【参考】

「市対策本部」の設置基準

- ①震度5強以上の地震が発生したとき
- ②大雨、暴風、洪水、大規模な事件事故等により被害が発生したとき
- ③その他、本部を設置し総合的応急対策を行う必要があると認めたとき

（現在の動き）

タブレット端末を活用した仕組みにすることを検討中。

⑤ タブレット端末の活用

平成26年9月、立川市議会クラウド情報システム導入し、タブレット端末の活用を開始する。

⑥ 文書質問制度

平成立川市議会文書質問取扱要領についても、議会基本条例を検討する過程で作成し議会基本条例と同日に施行された。

閉会中も議会が市長等の行政執行を監視し、政策提案を行うことができるようになった。

⑦ プロジェクター使用

1 使用環境

(1) 質問席に設置されたパソコン（一問一答席）、プロジェクター、スクリーンを使用。

2 使用するデータの種類（静止画像）

(1) PDF

(2) パワーポイント（アニメーション効果を使用しないもの）

(3) 写真等（JPG）

質問者は、スクリーンを見ずに聞いた人でも内容が理解できるよう、わかりやすい発言を心がける。

⑧ 電子表決システム

新庁舎建設（平成 22 年 5 月オープン）に当たり、議場の設備・機能の検討において、ICT 化を進める中、議場システムとして導入。

投票結果の表示については、議員一人ひとりの賛否を表示する形である。

3 質疑応答

Q：意見交換会は議員全員が対応しているのか。

A：参加者の人数を見て、グループ分けを行い、それぞれのグループに議員がファシリテーターとして参加する。意見交換の後、各グループから発表がある。

Q：こども議会はあるのか。

A：行政が行っている。

Q：議員は 20 代から 70 代まで幅が広いが、意見の集約は難しくないのか。

A：若い議員がファシリテーター研修に参加しており、若い議員が高齢の議員を引っ張っている。

Q：意見交換会でのテーマは設定が難しくはないか。要望が強いものになったり、クレームになったりしないのか。

A：当初は報告会であったが、その後は交換会の形をとっている。また、毎回の交換会での意見を集約し、どういうことが市民から望まれているかまとめようとしている。



4 自治大学校の視察

自治大学校は地方公務員に高度の研修を行う中央研修機関として、昭和28年10月に創立し、平成15年4月に現在の立川市に移転する。

卒業生は延べ64,000人であり、うち在職者は22,000人である。近年は毎年約1,000人が卒業している。

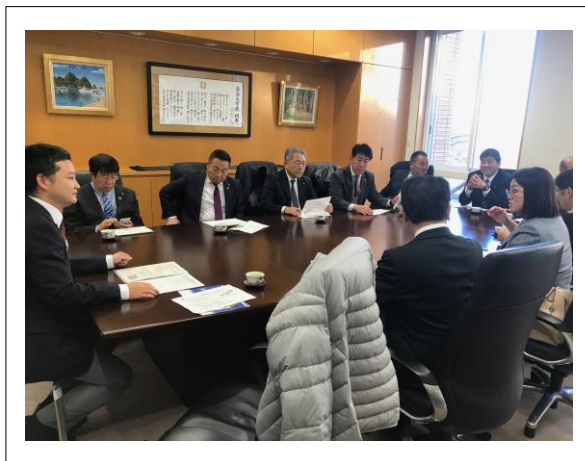
質疑応答

Q：研修の成果を測ることは難しいと思うが、研修生のその後の活動は把握されているのか。

A：フォローアップ研修も行っており、研修生のその後の活動等についてフォローしている。今年度は草津市へも訪問させていただいた。

Q：研修生の対象となる年代はどのあたりなのか。

A：40歳前後の幹部候補生となる。参考ではあるが、自治大学校ではゼネラリストを育成するが、市町村アカデミーではスペシャリストを育成する。



5 所 感

草津市議会においては、平成23年10月に議会改革推進特別委員会を設置し、より開かれた議会を目指し、改革を推進する諸施策について、調査・検討を実施しています。平成26年12月には、「市民に開かれた議会」「政策の立案や提言を行う議会」「行政の監視や評価を行う議会」を議会運営の3つの柱として、草津市議会基本条例を制定し、平成27年1月より施行しています。

今後は、本条例に掲げる理念の具現化を通じて、市民と議会をつなぐ仕組みや、議会や議員の政策提案機能・監視機能を充実できるよう、実効性のある議会改革を議員全員で推進していくことが重要と考えられます。

立川市議会においては、平成26年1月に議会基本条例を制定され、市民に開かれた議会、信頼される議会を創造し、議会と市民の情報・意見交換の場として議会報告会や意見交換会を開催されております。また、議会のICT化、議会災害対応マニュアルを作成されるなど、多様な手法により議会改革を推進されておられます。

特に、意見交換会では、参加者のグループ分けを行い、それぞれのグループに議員がファシリテーターとして参加し、各グループから発表がある。今後は、市民との意見交換会で出た意見を政策につなげるため、委員長会議（仮称）において振り分けていく予定もあり、立川市議会の方法を参考にしながら、草津市議会でも適しているかどうかを検討していく必要があります。

次に、電子表決システムについては、新庁舎建設に当たり、議場の設備・機能の検討において、ICT化を進める中、議場システムとして導入された。本市における導入に当たっては、導入時期や費用対効果を十分に検証する必要があります。

次に、議場でプロジェクターを使用されており、質問席に設置されたパソコンを通して、プロジェクター、スクリーンを活用されている。質問者は、スクリーンを見ずに聞いた人でも内容が理解できるよう、わかりやすい発言を心がけられている。本市でも議場システムがリースアップしていることから、議場システムの今後のあり方の中で、検討材料としていくことも考えられます。今後も、ICT化の利活用により、議会活動の効率化、能率化に向けて取り組んでいきたいと考えております。

（文責：議会運営委員会 委員長 中嶋 昭雄）

議会運営委員会 行政視察報告書

国立市議会 『議会改革の取り組みについて』

(令和2年1月22日(水) 9時30分～11時00分)

国立市議会出席者(敬称略)

石井 議長
高柳 議会改革特別委員会委員長
波多野 議会事務局次長
佐藤 議会事務局議事係長
馬場 議会事務局庶務調査係主事

1 国立市の概要

人口等	人口76,268人 38,104世帯 (令和元年5月1日現在)
面積	8.15 km ²
予算規模等	305億円(令和元年度一般会計) 財政力指数1.03
概要	<ul style="list-style-type: none">昭和42年1月1日市制施行。昭和2年(1927年)に一橋大学が誘致され、4年(1929年)に南武線が開通しました。昭和20年(1945年)代には第二次世界大戦による疎開と、戦後の住宅復興によって、人口はうなぎのぼりに増え、26年(1951年)に谷保村から国立町になりました。また、そのころ国立の教育環境を守るため、市民や学生を中心に、文教地区指定運動が起こり、27年(1952年)1月6日、国立は建設省と東京都から「文教地区」の指定を受けました。40年(1965年)、公団の富士見台団地が完成し、人口も一躍5万人を突破して「国立市」が誕生しました。平成10年(1998年)に、市民が7万人を超え、現在に至っています。
市議会	議員定数21人(現議員数21人)

2 議会改革の取り組み

① 議会基本条例制定の経過

・平成25(2013)年9月～平成26(2014)年12月議会改革特別委員会を設置し、議会基本条例立案部会・議会費財政問題検証部会にわかれて、前者におい

て案を作成した。作成に当たり、専門家の意見を聴くスーパーバイズ・他議会の視察・市民の意見を聴く会・パブリックコメントを実施した。

・平成 26（2014）年の第 4 回定例会で、可決・成立。平成 27（2015）年 1 月に一部施行、同年 5 月に全部施行。

② ソーシャルインクルージョンの理念

・ソーシャルインクルージョンの理念（しょうがいしゃや失業者など、これまで社会的に孤立、排除されているとされてきた人々を社会の構成員として包摂し、支えあうという理念）を議会の活動原則として位置づけた。

⇒本会議等における手話通訳の設置

③ 会派の定義

・理念及び政策を共有する 1 人以上の議員で構成するものとして定義した。

④ 市長等の反問権

・市長等は、議員からの質問・質疑に対して、その論点を整理するため、議長・委員長の許可を得て反問することができる。

⑤ 質問・質疑の一問一答

・議員は、本会議・委員会等において、市長等に対して質問・質疑を行うときは、論点を明らかにするため、一問一答の方式で行うことができる。

⑥ 議員間の討議

討議の場 原則、常任委員会とする。

議題 原則、常任委員会への付託事件。

討議の時期 質疑終了後、討論の前。委員長の終結宣告後は、発言できない。

決定方法 質疑終了後、委員より申し出を行い、委員会に諮り実施する。

時間 原則 15 分以内。ただし、委員長判断で延長可。

⑦ 市民参加による政策形成

・市民参加による議会の政策形成のための方法として、議会基本条例第 5 条第 2 項に次の方法を規定している。

①議会報告会②市民の意見を聴く会・意見交換会③公聴会④参考人⑤パブリックコメント⑥そのほか議会が必要と認めるもの。

・平成30年度実績

5月にテーマを設定し、委員会ごとに議員と市民とで意見交換を行った。

(テーマ)

総務文教委員会：国立市学校施設更新の取り組み

建設環境委員会：南部地域のまちづくり

福祉保険委員会：子ども・子育て

議会改革特別委員会：議会改革について

11月に農業まつりにて開催し、市政に関して気になること、意見・要望などについて意見交換を行った。

・令和元年度実績

11月に農業まつりにて開催し、市政に関して気になること、意見・要望などについて意見交換を行った。

⑧ 災害時の対応

- ・災害時の行動指針として「国立市議会災害支援マニュアル」を策定した。また、市災害対策本部の支援等を行うため「国立市議会災害支援会議設置要綱」を策定した。

⇒平成29年度より、災害用伝言ダイヤルを用いた、議員安否情報確認及び参集報告訓練を実施している。

- ・国立市議会災害支援マニュアル

震度5弱以上の地震発生時や台風等の被害発生時の初動活動、参集時の留意事項などを定めたほか、「災害時議員・職員安否確認票」及び「災害状況報告票」の様式を整備した。

- ・国立市議会災害支援会議設置要綱

市災害対策本部が設置された場合、これを支援し、必要に応じて、議員による協議・調整等を行うための国立市議会災害支援会議の設置に係る必要事項を規定した。

⑨ その他

- ・広報委員会及び広聴委員会について

委員は、交渉団体（議会運営について交渉できる所属議員 3 人以上の団体）から 1 人ずつ選出し、その任期は 2 年としている。

広報委員会 4 人

- ①議会広報紙の編集及び発行に関すること。
- ②インターネットによる広報に関すること。
- ③その他議会の広報活動に関すること。

広聴委員会 4 人

- ①議会基本条例第 5 条第 2 項の議会報告会、市民の意見を聴く会又は意見交換会及びパブリックに関すること。
- ②市民からの意見に基づく市政の課題の整理に関すること。
- ③その他議会の広聴に関すること。

・議会改革特別委員会での協議について

議会基本条例の目的が達成されているかを点検し、議会費の検証を含む適切な措置を講ずる。期間：平成 29（2017）年 12 月 21 日～平成 30（2018）年 12 月 3 日
構成：20 名（議長を除く全議員）

議会基本条例点検部会と議会費検証部会にわかれ、協議を行った。
互協議に当たり、他議会の視察・専門家の意見を聞くスーパーバイズ・市民からの意見聴取を実施した。

3 質疑応答

Q：1 人会派が多くあり、議会運営で困られていないか。

A：条例では議会運営について交渉できる所属議員 3 人以上の団体としているが、実務的には 2 人以上の会派から 1 名の代表者を出していただき、代表者会議を行い、休憩中に 1 人会派から意見を聞き、再開後に意見調整している。

Q：議会基本条例の検証をされているが、議員間で意見はまとまるのか。

A：点検シートを作成し、会派ごとに詳しく記載いただいております。議員の意見や会派の意見を詳しく聞くことができ、また、意見の取りまとめもうまくいっていると思っています。

Q：パブコメをされているが、意見は少ないのではないかと。

A：パブコメだけをするのではなく、報告会や交換会を行い、意見聴取を進めながら、パブコメをするようにしている。

Q：来年度は草津市でも宿場まつりと議会報告会を同時開催するが、国立市では農業まつりと同時開催されているが、どういう状況なのか。

A：農業まつりと意見交換会を同時開催しているが、人出も多く、気軽に議会への関心を示していただいている。

Q：意見聴取をする際に、クレームになったり、トラブルになるようなことはないのか。

A：広報委員会とは別に広聴委員会を設置しており、「ご意見記入カード」として意見を取りまとめ、委員会で検討している。市民の意見は丁寧に聞くようにしている。

Q：オンブズマン事務をされている部署があるようだが。

A：北庁舎にあるが、行政とは独立している。弁護士が相談にのっているが、第三者として、行政と市民の橋渡しをされている。



4 所感

草津市議会においては、平成23年10月に議会改革推進特別委員会を設置し、より開かれた議会を目指し、改革を推進する諸施策について、調査・検討を実施しています。平成26年12月には、「市民に開かれた議会」「政策の立案や提言を行う議会」「行政の監視や評価を行う議会」を議会運営の3つの柱として、草津市議会基本条例を制定し、平成27年1月より施行しています。

今後は、本条例に掲げる理念の具現化を通じて、市民と議会をつなぐ仕組みや、議会や議員の政策提案機能・監視機能を充実できるよう、実効性のある議会改革を議員全員で推進していくことが重要と考えられます。

国立市議会においては、平成27年1月に議会基本条例を施行され、市民福祉の向上や市の発展に向けて、議会報告会などにおいて、市民との多様な意見交換の場を設けるなどの取り組みをされています。また、平成29年に設置された議会改革特別委員会においては、議会基本条例の目的が達成されているかなどを点検し、報告書を作成されるなど、議会改革の歩みを着実に進めておられます。

特に、意見交換会では、国立市の農業まつりと同時開催されており、人出も多く、気軽に議会への関心を示していただいている。草津市でも来年度は、宿場まつりと議会報告会を同時開催する予定であり、参加者の増加につなげるべく、参考にしていきたい。

次に、市議会への意見聴取については、「ご意見記入カード」としてまとめられ、市民から丁寧に聴取されている。また、広報委員会とは別に、広聴委員会を設置されており、聴取した意見を検討され、行政に提出すべきものか決められている。本市でも可能かどうかを検討していく必要があります。

次に、議会基本条例などの検証を進められており、議会改革特別委員会で議会基本条例点検部会と議会費検証部会にわかれ、議会基本条例の目的が達成されているかを点検し、議会費の検証を含む適切な措置を講ずるために協議が行われている。本市でも検証への取組みを進めているが、国立市の取組みへの方法や内容も参考にしながら進めていきたい。今後も、市民福祉の向上や市政の発展のために、議会や議員の活動が活性化し、充実するように、実効性のある議会改革に向けて取り組んでいきたいと考えております。

(文責：議会運営委員会 委員長 中嶋 昭雄)